

行政事業レビューシート (環境省)

予算事業名	太陽光発電等再生可能エネルギー活用推進事業	事業開始年度	平成20年度	作成責任者							
担当部局庁	地球環境局	担当課室	地球温暖化対策課	調整官 立川裕隆							
会計区分	エネルギー対策特別会計 (エネルギー需給勘定)	上位政策	地球温暖化対策の推進								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	特別会計に関する法律第85条第3項第1号ハ、地球温暖化対策の推進に関する法律第3条第3項	関係する計画、通知等	京都議定書目標達成計画								
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	低炭素社会を構築するためには「再生可能エネルギー導入の強力な推進」を講じる必要があることから、太陽光発電の設置に伴い生じるグリーン電力証書を環境省のカーボン・オフセットに活用する取組など、新たな活用手法を通じて太陽光発電等再生可能エネルギーの普及を促す。										
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①再生可能エネルギー導入住宅地域支援事業(住宅用) 地方公共団体を対象に、住宅への太陽光発電等の再生可能エネルギー利用設備の導入を支援する先進的な手法による取組に対して補助する。 ②ソーラー環境価値買取事業(業務用) 民間事業者を対象に、大半を自家消費する業務用太陽光発電施設の整備に際し、設置後5年間分のグリーン電力証書により、環境省の事業から発生するCO2排出量をオフセットすることを条件として業務用太陽光発電の設備整備に補助を行う。 ③市民共同発電推進事業 NPO等が地方公共団体等と連携し、出資や寄付、設計検討や維持管理への参画、環境学習での利活用など運用段階の協力等、市民の参画による再生可能エネルギー設備を設置する取組に対し支援する。 (補助率:1/2)										
実施状況	①については和歌山県(住宅用太陽光発電の自家消費分に対し助成)、京都府(太陽光又は太陽熱利用施設設置者へのポイント交付を行うNPO法人への活動支援)及び鹿児島市(家庭用太陽光発電によるグリーン電力証書の購入)の取組を支援中(～22年度)。 ②については琉球ジャスコ(株)等27ヶ所における太陽光発電の設置を支援し、22年4月以降において環境省の事業から発生するCO2排出量を約780トンオフセット(全体の約16%)。 ③については(株)アルプス発電による市民出資を得た小水力発電施設設置事業などを支援中(～22年度)。										
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求					
	予算額(補正後)	—	50	1,000	711						
	執行額	—	11	945							
	執行率	—	22%	95%							
	総事業費(執行ベース)	—	500	1,385							
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	①については施設の設置やNPO法人の活動実績等について、工事完成図書や写真、NPO法人の活動実績報告書等を提出させることにより確認。 ②については施設の設置やグリーン電力証書の発行を工事完成図書や証書の写しを提出させることにより確認。 ③については発電施設の工事完成図書や現場写真等を提出させることにより確認している。 事業に係る施設の設置終了後、(1)(2)については3年間、(3)については5年間、発電電力量や温室効果ガスの削減量の実績を報告させることとしており、施設の適切な維持管理とあわせて事業効果が継続して発現されていることを確認していく。									
	見直しの余地	②について、現在経産省において検討が進んでいる再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度の設計に伴うグリーン電力証書の位置づけ等に合わせた見直しを行う。また、①③については、平成22年度で事業を終了することを検討。									
化予 子一 算監 ム視 の・ 所効 見率											
補記	○予算繰越(当該年度の前年度からの繰越額) (百万円) <table border="1"> <tr> <td>19年度</td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>					19年度	20年度	21年度	—	—	—
	19年度	20年度	21年度								
—	—	—									
○以下の年度については、執行額に以下に記載の翌年度への繰越額を含んでいる。 21年度:309百万円											

環境省  
945百万円

太陽光発電等再生可能エネルギー活用推進事業

【内容】

太陽光などの再生可能エネルギーについて、地域の独自性を活かしたモデル的取組、太陽光発電の設置に伴い生じるグリーン電力証書を環境省のカーボン・オフセットに活用する取組、市民参画を伴って発電設備を設置する取組など、新たな活用手法を通じた普及促進を行う。

補助金

A 京都府等(3機関)  
43百万円

再生可能エネルギー導入住宅地域支援事業

【業務内容】

・地方公共団体の先進的な手法により、住宅への太陽光発電等の再生可能エネルギー利用設備の導入を支援する取組に対して補助を行う。

補助金

B (株)広真印刷社等  
(27機関)  
534百万円

ソーラー環境価値買取事業

【業務内容】

・業務用太陽光発電設備に対して、設置後5年間分のグリーン電力証書により環境省の事務事業から発生するCO<sub>2</sub>排出量をオフセットすることを条件に補助を行う。

補助金

C (株)アルプス発電等  
(2機関)  
353百万円

市民共同発電推進事業

【業務内容】

・NPO等が地方公共団体等と連携して、市民参画による再生可能エネルギー設備を設置する取組に対して補助を行う。

委託費

D 一般社団法人小水力開発支援協会(1機関)  
15百万円

市民共同発電推進事業委託業務

【業務内容】

・NPO等が地方公共団体等と連携して、市民参画による再生可能エネルギー設備を設置する事業を行うに当たり、市民からの相談受付体制の整備や、事業化を目指すNPO等に対するサポート業務を行う。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごと  
 に最大の金額が支出さ  
 れている者について記  
 載する。使途と費目の  
 双方で実情が分かるよ  
 うに記載)

A.京都府					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
負担金	申請者に交付するエコ・アクション・ポイントの原資	31			
委託費	京都府が特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議に委託して行う申請受付、ポイント交付事務等に係る費用	0			
計		31	計		0
B.(株)広真印刷社					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
工事費	太陽光パネル取り付け工事。なお、補助金の交付は、補助金交付要綱に基づき、補助対象経費(工事費)と、太陽光発電システムの容量に定格出力1KWにつき30万円を上限とした額とを比較して少ない方の額とされており、本件は太陽光発電システムの容量(200KW)に対する補助を行っている。	60			
計		60	計		0
C.(株)アルプス発電					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
工事費	測量、設計、発電機及び制御関係機器、発電所土木工事等	297			
事務費	賃金、旅費、共済費等	13			
計		309	計		0
D.一般社団法人小水力開発支援協会					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	主任技師(1名)及び技師(2名)	7			
業務費	旅費、印刷製本費、賃金、雑役務費(HP作成)	1			
その他	間接経費(一般管理費、技術費)、消費税及び地方消費税の額	7			
計		15	計		0